

子どもを虐待から守るために！

児童虐待が疑われる場合は、迷わずに下記まで通報をお願いします。

◆通報先・問い合わせ

- ・児童福祉課（☎63-1001／内線217／8時30分～17時15分／土・日曜日、祝日を除く）

天理市要保護児童対策地域協議会では、子どもの虐待を未然に防止するため、通報があった場合、即座にそれぞれの機関が連携して状況確認、保護者の相談、児童の保護などについて協議しています。

- ・市家庭児童相談室（☎63-1001／内線772／8時30分～17時15分／土・日曜日、祝日を除く）
- ・児童家庭支援センターてんり（☎63-8162／10時～19時／土曜日を除く）
《24時間対応》
- ・県中央子ども家庭相談センター（☎0742-26-3788）
緊急時は天理警察署生活安全課（☎62-0110）

2月 You & I ロビー・コンサート

市役所ロビー 12時20分から

8日 ピアノ独奏

喜多 宏丞

～春を待つソナタ～

ソナタ第27番 木短調Op. 90

ベートーヴェン 作曲

ソナタ第2番 嬰ト短調「幻想ソナタ」Op. 19

スクリャーピン 作曲ほか

22日 ヴァイオリンとピアノのデュオ

ヴァイオリン 岡田 真実

ピアノ 小睦 絵美

ラプソディー・イン・ブルー／ガーシュイン 作曲

ピアノソナタ第八番より「悲愴」第二楽章

ベートーヴェン 作曲ほか

次回は3月8日(金)

「ピアノ連弾」お楽しみに！

環境クリーンセンターからのお知らせ

家庭用生ごみ処理容器を設置された世帯に補助金を交付しています

家庭から出る生ごみの減量と堆肥化を図るため、電動式生ごみ処理器を購入し、設置された世帯に対して予算の範囲内で補助金を交付しています（ディスプレイは除く）。

- 補助対象の条件は、市内在住で家庭用生ごみ処理容器（電動式）を設置した世帯。
- 補助額は、購入額（消費税を除く）の1/2以内で限度額は30,000円（補助額の100円未満は切り捨て）。
- 1世帯につき1台を限度とします。ただし、補助金交付を受けてから5年以上が経過し、使用不能と認められた場合（現物確認）は再申請ができます。

◇申請に必要なもの

- ・家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金交付申請書（販売業者証明欄が記入されたもの）（第1号様式）
- ・領収書の原本
- ・取扱説明書または保証書
- ・処理容器の性能がわかるもの（カタログなど）

※詳しくは「家庭ごみ分別の手引き」や市ホームページをご覧ください。

◆問い合わせ 業務課（☎64-3911・FAX64-4321）へ

2月 し尿収集予定

校区名	日程
丹波市	12～13日
山の辺	12～13日
前 栽	8～12日
井戸堂	15～18日
二階堂	6～8日
柳 本	20～25日
朝 和	18～20日
福 住	13～18日

3月 し尿収集予定

櫛 本	1～6日
-----	------

し尿は（☎64-1591）へ